

HIGASHIOSAKA CENTRAL ROTARY CLUB

(第2660地区)

WEEKLY BULLETIN

No. 38

東大阪中央ロータリークラブ

創 立 昭和47年2月20日
例 会 日 毎週月曜日 12:30~
例 会 場 所 シェラトン都ホテル大阪
事 務 所 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-38
〒543-0027 ロイヤルパークス桃坂1112号
TEL. 06 (6772) 2320
FAX. 06 (6772) 2327
E-mail:hcrc@at.wakwak.com



会 長 浅 野 光 男
会 長 エ レ ク ト 岩 崎 史 郎
副 会 長 鈴 木 勝 俊
幹 事 小 川 高 弘
会 報 委 員 長 大 石 忠 克

Reach within to Embrace Humanity こころの中を見つめよう 博愛を広げるために

2011~2012年度 国際ロータリー会長 カルヤン・バネルジー

第 1851 回例会 平成 24 年 5 月 17 日 (木曜日) 第 38 号

本日の例会

5月17日(木)第3例会

◎移動例会

「春の家族会」

飛騨高山から新徳高方面の旅
新徳高温泉「徳高荘 山月」

◎5月21日(月)上記の振替休会

次回の例会

5月28日(月)第4例会

◎卓 話

「今、政治が成すべきこと」

ゲストスピーカー 衆議院議員 西野あきら様
(担当:林 孝信 会員)

◎本日の献立

軽食ワンプレート

前回の例会記録

5月14日(月)第2例会

◎ビジター

東大阪RC 大島規弘氏

会 長 挨拶

会 長 浅野光男

今年度のクラブ活動における1年間はほぼ、東日本大震災の支援活動論議に集中致しております。地区より東日本大震災被災地域への各クラブによる独自の支援活動要請が再三再四参っておりますが我クラブとして、昨年8月と今年10月に現地視察を実施させて戴きました時、仙台地区亘理町の小規模漁業組合の人達が集まり、どうか回収出来た網や残っていた古い網を必死に編み直し、この悲惨な状況から少しでも早く脱却し漁業を再開しようとしている姿が非常に心に焼き付いておりました。本来ならば即刻支援活動を実施するところではあります、我クラブの諸事情もあり、1年間じっくりと資金計画を練り、この5月においてやっと目標の120万円支援可能に至りましたので理事役員会の承認を得て、とりあえず再開に必要とする定置網製作費の一部として徴力ではありますが支援を実施致し

たいと考えております。又、我々が実施しようとしている支援活動に類似した内容の地区よりの要請文をご紹介します。

国際ロータリー第2660地区 ガバナー 岡部泰鑑
被災支援プロジェクト 委員長 井上暎夫
「小規模漁業組合支援のために全クラブの皆様の
力をお貸し下さい」

拝啓 若葉の緑が鮮やかな季節を迎えましたが、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます、平素はロータリー活動にご尽力頂きまして、厚く御礼申し上げます。

当地区内のクラブ様やロータリアンの皆様の東日本震災復興に対するこれまでのご支援は誠に多大であり、先日開催された第2520地区(岩手・宮城)の地区大会においても多くのロータリアンから謝辞を頂きました。しかしながら震災復興への道のりはまだなお遠く険しいものがあります。先日4月23日に、第2520地区震災復興プロジェクト・チームから3件の支援要請がありました。当地区災害支援プロジェクト委員会から3件につき優先順位をお尋ねしたところ、中赤崎小網組合への支援を最優先してほしいとの回答がありました。岩手県大船渡市漁業組合に対するユニック付トラック支援プロジェクトは順調に進んでおりますが、同市の中赤崎小網組合は、規模が比較的小さいこともあって支援の手が十分に及んでいないところがあります。

比の度同組合から水沢東RCに対して、「漁民交流センター1棟」支援の要請がありました、高額のため当2660地区にも支援の要請が届いております。同センターの利用目的は漁民の組合活動、地域情報交換基地、健康診断や看護指導の場、困りごと相談所、地域大祭の練習や道具の格納庫、漁具保管所、子供たちの学習と交流の場など多岐にわたり、地域漁民や子供たちに安心と希望を抱かせる大切な役割を背負っているものです。

総額は 6,987,540 円です。すでに東日本大震災復興基金への申請をされましたが、補助金は 100 万円なら承認しても良いとの回答がありました。これが承認されるとしても残りは約 600 万円となります。これに対して①第 2520 地区 280 万円 ②水沢東 RC 20 万円③ハワイ・ユナ RC 10 万円抛出が見込まれており、不足額は 290 万円となります。これを当地区で支援して欲しいとの要請でございます。

地区基金も残高が残り少なく、是非とも皆様のご支援をお願い致したいと存じます。同組合から水沢東 RC 宛ではありますが、要請書を添付致しますので、ご一読の上何とぞご協力下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

第 3 回目の仙台地区現地視察並びに支援活動実施を 6 月に行いたいと存じますので、会員諸氏のふるってのご参加をお願い致しますと共に、長期におよぶであろう東日本大震災への支援活動につきましては絶大なご理解とご支援をお願い致します。

幹事報告

幹事 小川高弘

1. 地区より職業研修派遣団員募集のお知らせが届いています。掲示しています。
2. 次週、5 月 21 日(月)は 5 月 17 日(木)～18 日(金)、春の家族会(移動例会)がありますので振替休会になります。
3. ロースター用シールを 2 名分、ポストに入れておりますので、貼付をお願い致します。
4. 5 月 28 日(月)の例会は、3 階 葛城の間に変更になりますので、ご確認をお願い致します。
5. 各委員会委員長は次年度活動計画書を事務局へ提出をお願い致します。
6. クラブ例会変更及び休会の案内を掲示しています。

出席報告

大石会員

本日の会員数	36 名
本日の出席者数	25 名
本日の出席規定適用免除会員	11 名
本日の出席率	78.13%
4 月 23 日の修正出席率	81.81%

SAA ニコニコ箱報告

岡本 SAA

浅野会長 先週の情報集会、会員皆様方のご意見ありがとうございました。又今週の春の家族会、宜しく。

鈴木会員 例会欠席のお詫びです。

佐井会員 10 月 20 日の鹿港ロータリー 30 周年記念の祝賀会があります。現在 8 名の方が参加される予定です。是非ご多数の参加をお願い致します。

清水会員 情報集会欠席、すみません。

大熊会員 新入会員、歓迎会の御礼。

卓話

「刑事裁判の弁護人として」 岡本慎一

はじめに

今回卓話を担当させていただきます。刑事事件は、日々のニュースでよく耳にするかと思いますが、弁護士が刑事事件でどのような役割をするかについては、刑事事件を弁護士に依頼したことがある人でなければ分からないと思

います。

近時は、裁判員裁判や被害者が刑事裁判に参加するための制度もできており、刑事裁判が、以前よりは少し身近になったのではないかと思います。今回の卓話は、刑事裁判の弁護人としてということで、弁護士が、刑事裁判、刑事事件に、どのように関わっていくのかについてお話をしたいと思います。前置きはこれくらいにして、刑事弁護の具体的な内容について、少しお話しをしたいと思います。

刑事弁護には、容疑がかかっているから、検察が起訴するかどうかの判断をつけるまでの間に弁護活動を行う捜査弁護と、起訴されてから判決がなされるまでに弁護活動を行う公判弁護があります。捜査弁護では、検察が起訴しないという不起訴の判断をするようにさせることが弁護活動の目的になります。容疑者が逮捕・勾留されている、いわゆる身柄事件の場合、検察官は勾留の満期までの間(およそ 22 日間ぐらい)に起訴・不起訴の判断をするので時間との戦いになります。強盗とか殺人未遂等の重たい事件や、被害者が大きい事件では初犯でも起訴されるのが普通で、不起訴になりにくいのですが、暴行、傷害、脅迫、窃盗、詐欺、器物損壊等の軽い事件の場合はやりようによっては不起訴とされる可能性があるため、被害弁償に向けて努力します。

ちなみに私が、不起訴としたことのある事件としては、窃盗、恐喝、傷害、建造物損壊、銃刀法違反、覚せい剤取締法違反、迷惑防止条例違反等があります。逆に不起訴にできなかった事件として公務執行妨害罪があります。この事件は、被害者が公務員の方で、被害弁償に全く応じてくれませんでした。

容疑者が認めている事件の場合、被害者がいれば、早期に被害者に連絡を取り、被害者にお会いして、示談や告訴の取り下げを取り付けるように努力します。検事が最終判断をする前に検事と会って意見交換をすることもあります。弁護士が話しをして、検事の意見が大きく変わるということはありません。それでも、検事と会って意見を交換する意味は、不起訴とすべき事情について、検事が見落としていないように、弁護士がくまなく説明するところにあると考えています。

容疑者が事実を認めていない場合、捜査弁護としては、被疑者に面会をする回数を増やして、被疑者から話を聞き、検事がどのように攻めてくるかを予想して、それに応じて被疑者の態度をかためてもらいます。ただ、警察官も検察官も、被疑者が本当の事を話していても簡単には信じてくれません。そのため、話しても言い分を聞いてくれない時には、完全黙秘を勧めることも少なくありません。

※以下の卓話原稿は事務局に保管

【訂正とお詫び】

第 37 号週報において誤りがありますので、ここに訂正しお詫び申し上げます。

「卓話 20 行目」

商工会議所(誤)→青年会議所(正)